

山形県教育委員会免許法認定講習を利用して取得できる教育職員免許状について

【認定講習とは】

- ・免許法認定講習（以下「認定講習」という。）とは、教育職員免許法（以下「免許法」という。）等に定められた教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するために必要な単位を修得することができる講習のことです。山形県教育委員会では、現職教員の研修の機会を確保するとともに、その資質の保持向上を図るため、例年、認定講習を開設しています。
- ・本資料では、本県教育委員会が開設する認定講習において修得した単位を使用して取得できる免許状について紹介していますので、受講申込時の参考としてください。なお、本県教育委員会以外に対し免許状を出願する場合、出願先の都道府県教育委員会に必要な単位、手続きの流れ等について確認してください。
- ・大学が開設する講習を受講する場合、当該大学にて履修指導を受けてください。

【単位の修得方法に係る相談について】

- ・単位の修得方法についてご不明な点等がありましたら、電子メール、FAX 又は郵便により、別添「教員免許状の取得方法に関する相談シート」を記載のうえ、下記の問合せ先までお送りください。すでに単位を修得している方は、新法による「学力に関する証明書」（成績証明書（優・良・可の評価が記載されたもの）ではありません。）の写しもあわせてお送りください。
- ・郵便にてお問い合わせいただく場合、返信用封筒（長形3型、94円切手を貼付し、宛先を記載したもの）を同封してください。
- ・回答には1～2週間程度を要します。また、勤務先・居住地が本県ではない場合、原則として対応いたしかねます。免許状の出願先の都道府県教育委員会あてにご相談願います。

《問合せ先》

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局教職員課行政担当
TEL：023-630-2438 FAX：023-630-2857 E-mail：ykyoshoku@pref.yamagata.jp

*電子メールにてお問い合わせの場合は、山形県ホームページ「教育職員免許状の申請について（授与、検定、書換、再交付、授与証明書）」下部記載の「お問い合わせフォーム」から、一旦、ご連絡ください。
入力いただいた「メールアドレス」あてに担当から返信しますので、当該返信メールを受信いただきましたら、相談シート等を添付し、担当あてにお送りください。

【免許状の出願について】

- ・勤務先・居住地の都道府県教育委員会に対し、「教育職員検定願」を出願してください。ただし、特別支援学校教諭免許状への領域追加の場合は、これを授与した都道府県教育委員会あてに出願してください。
- ・山形県教育委員会の場合、山形県ホームページに様式を掲載していますので、各自ダウンロード・印刷のうえ、必要書類を揃えて提出してください。

<山形県電子申請サービス（申請書ダウンロード：教育職員検定願）URL>

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=2618

《単位の修得時の注意点》

- ・認定講習等で修得した単位には有効期限はありませんが、免許状の取得においては、基礎資格（基礎免許状の取得、実習教科の場合の実務経験等）を満たした後に修得した単位でなければ有効でない場合があります。単位を修得する場合は、免許状の取得要件を必ず先に確認してください。
- ・必要単位の修得にあたっては、他の都道府県教育委員会が開設する認定講習や大学の科目等履修による単位を合算することができます。
- ・免許法で定められた科目ごとに単位を修得することになりますが、必要数以上に修得しても、単位を使用できない場合があります。効率的な単位修得のためにも履修計画を立てることは重要です。

目 次

I	<u>山形県教育委員会免許法認定講習を利用して取得できる教育職員免許状について</u>	… P 3
II	教育職員免許状の取得方法	
1	<u>特別支援学校教諭二種免許状の取得方法</u>	… P 4～7
2	<u>特別支援学校教諭一種免許状の取得（上進）方法</u>	… P 8～9
3	<u>特別支援学校教諭二種免許状への領域追加方法</u>	… P 9～11
4	<u>特別支援学校教諭一種免許状への領域追加方法</u>	… P 11～13
5	<u>隣接校種免許状の取得方法</u>	… P 13～21
6	<u>高等学校教諭一種免許状（実習教科）の取得方法</u>	… P 21～25
7	<u>上位免許状への上進方法</u>	… P 25～33
8	<u>主任実習教諭、主任寄宿舎指導員への昇任要件と単位修得方法</u>	… P 33～38
付録	<u>教員免許状の取得方法に関する相談シート</u>	… P 39

当該資料は免許法等の関係規定を整理して作成しています。また、記載している今後の科目開設予定は、変更となる場合がありますのでご了承ください。

内容について、お気付きの点等ありましたら、問合せ先にご連絡ください。

I 山形県教育委員会免許法認定講習を利用して取得できる教育職員免許状について

(1) 山形県教育委員会が開設する認定講習にて修得した単位を使用して取得できる免許状は、次のとおりです。

※本県教育委員会の認定講習だけで必要単位をすべて修得できますが、単位修得に要する年数は、免許状により異なります。

① 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）

※すべての各領域追加の場合を含みます。

※本県教育委員会の認定講習だけですべての必要単位を修得する場合、2～3年を要します。

② 特別支援学校教諭一種免許状（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）

※視覚、聴覚の領域追加の場合を含みます。知的、肢体、病弱の領域追加の場合、本県教育委員会の認定講習だけではすべての必要単位を修得することはできません。このため、特別支援学校教諭一種免許状の取得時に知的、肢体、病弱の領域を定めることを推奨しています。

※本県教育委員会の認定講習だけですべての必要単位を修得する場合、2～3年を要します。

③ 高等学校教諭一種免許状（工業、工業実習）

※本県教育委員会の認定講習だけですべての必要単位を修得する場合、6年を要します。

④ 中学校教諭二種免許状（英語）

※免許法第6条別表第8により、小学校教諭二種、一種又は専修免許状を基礎免許状として取得する場合に限ります（高等学校教諭一種又は専修免許状を基礎免許状とする場合は、他機関を併用する必要があります）。

※放送大学と本県教育委員会の認定講習を併用した場合、3～4年ですべての必要単位を修得できます。

(2) 大学等他機関の講習と山形県教育委員会の認定講習を併用した場合、次の免許状を取得することができます。

※本県教育委員会の認定講習だけではすべての必要単位を修得することはできません。

① 小学校教諭二種免許状

② 小学校教諭一種免許状

③ 中学校教諭二種免許状（英語以外の教科）

④ 中学校教諭一種免許状（各教科）

⑤ 高等学校教諭一種免許状（工業、工業実習以外の教科）

(3) 山形県内公立学校に勤務する実習教諭又は寄宿舎指導員の昇任要件に関して、山形県教育委員会の認定講習にて修得した単位を使用することができます。

II 教育職員免許状の取得方法

1 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法

特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）を取得する場合、次の基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

※すでに特別支援学校、盲学校、聾学校又は養護学校教諭の二種免許状を所持している場合、新たな教育領域に係る特別支援学校教諭二種免許状の取得はできません。この場合、免許法施行規則第7条第6項による領域追加を行ってください。

[例] × 養護学校教諭二種免許状の所持者が、特別支援学校教諭二種免許状（視覚）を取得

◎ 所持する養護学校教諭二種免許状に、視覚を領域追加

(1) 適用される規定

免許法第6条別表第7

(2) 基礎資格

① 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の二種、一種又は専修免許状（以下「基礎免許状」という。）を所持していること

※基礎免許状が失効している場合は、同時に再取得の手続きを行う必要があります。

② 基礎免許状を取得した後、特別支援学校の各相当学部、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園において常勤の教員（教諭、講師、助教諭等）として通算3年以上良好な成績で勤務したこと

※次の場合は、基礎資格①を満たさないため当該免許状を取得できません。

・臨時免許状（助教諭免許状）以外の免許状を所持していない場合

・養護教諭又は栄養教諭免許状以外の免許状を所持していない場合

※基礎資格②は、90日以上の休暇休職等期間を除きます。

※次の場合は、基礎資格②を満たさないため当該免許状を取得できません。

・基礎免許状を所持しているが、非常勤以外の勤務経験がない場合

・基礎免許状を所持しているが、教員としての勤務経験がない場合（学習支援員、寄宿舎指導員、実習教諭等の場合）

・基礎免許状を所持しているが、養護教諭又は栄養教諭以外の勤務経験がない場合

※基礎免許状の取得後であれば、臨時免許状（助教諭免許状）に基づく勤務経験も基礎資格②の勤務経験に含むことができます。

[例] 中学校教諭一種免許状（国語）（＝基礎免許状）を取得後、小学校助教諭免許状を取得し、小学校で助教諭として3年間勤務した（中学校での勤務経験はない）。

→基礎資格①及び②を満たすため、特別支援学校教諭二種免許状を取得できる。

《「教員」とは》

ここでいう「教員」とは、免許法第2条に規定する「教育職員」のことです。教育職員とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師をいいます。

このうち、免許法第6条別表第7により特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合における「教員」とは、「特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）」に限られ、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含みません。

ただし、養護教諭や栄養教諭を本務とし、教科担当の兼務教員として発令され、良好な成績で3年以上勤務した場合には、基礎資格②を満たします。

(3) 必要修得単位数

基礎資格①の基礎免許状を取得した後、下表に則り、必要修得単位数を含んで、最低修得単位数以上の単位を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

特別支援教育に関する科目		中心となる領域	必要修得単位数	各欄の最低修得単位数
第1欄	特別支援教育の <u>基礎理論</u> に関する科目		1 単位	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目 <u>免許状に定められる領域</u>	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の <u>心理、生理及び病理</u> に関する科目（「 <u>心理等</u> 」）	視覚障害者	2 単位	3 単位
		聴覚障害者	「 <u>心理等</u> 」 1 単位 「 <u>教育課程等</u> 」 1 単位	
		知的障害者	1 単位	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の <u>教育課程及び指導法</u> に関する科目（「 <u>教育課程等</u> 」）	肢体不自由者	「 <u>心理等</u> 」及び「 <u>教育課程等</u> 」 1 単位	
		病弱者	1 単位	
		重複・LD等領域	1 单位以上	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 <u>免許状に定められない領域</u> （第2欄と合わせて5領域すべてを満たすこと）	第2欄で修得していない領域	必要に応じて	2 単位
最低修得単位数			6 単位	

(4) 認定講習の受講方法

本県教育委員会が開設する特別支援教育領域に関する科目は、①知的障害児の心理と教育、②肢体不自由児の心理と教育、③病弱児の心理と教育、④視覚障害者の心理等、⑤視覚障害者の教育課程等、⑥聴覚障害者の心理等、⑦聴覚障害者の教育課程等です。

①～③（知的、肢体、病弱）は心理等と教育課程等を含み、④～⑦（視覚、聴覚）は心理等、教育課程等のいずれかです。以下で示すのは一例です。他の領域の組合せもありますので参考にしてください。

《パターン1》 特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体、病弱）

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第1欄	基礎理論	特別支援教育の基礎理論	1 単位
第2欄	知的障害者の心理等及び教育課程等 肢体不自由者の心理等及び教育課程等 病弱者の心理等及び教育課程等	知的障害児の心理と教育 肢体不自由児の心理と教育 病弱児の心理と教育	1 単位 1 単位 1 単位
第3欄	重複・LD等領域 第2欄で修得していない領域	LD 及び重度・重複障害等 視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	1 単位 ※いずれか1科目を受講すればよい 計 6 単位

《パターン2》 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第1欄	基礎理論	特別支援教育の基礎理論	1 単位
第2欄	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位
第3欄	重複・LD等領域 第2欄で修得していない領域	LD及び重度・重複障害等 LD及び重度・重複障害等 知的障害児の心理と教育 肢体不自由児の心理と教育 病弱児の心理と教育	1 単位 1 単位 ※いずれか1科目を受講すればよい
		計	7 単位

《パターン3》 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、知的）

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第1欄	基礎理論	特別支援教育の基礎理論	1 単位
第2欄	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 知的障害者の心理等及び教育課程等	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 知的障害児の心理と教育	1 単位 1 単位 1 単位
第3欄	重複・LD等領域 第2欄で修得していない領域	LD及び重度・重複障害等 LD及び重度・重複障害等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等 肢体不自由児の心理と教育 病弱児の心理と教育	1 单位 1 单位 ※いずれか1科目を受講すればよい
		計	6 単位

※特別支援学校教諭二種免許状（視覚、肢体）、（視覚、病弱）、（聴覚、知的）、（聴覚、肢体）、（聴覚、病弱）を取得する場合も同様です。

《パターン4》 特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第1欄	基礎理論	特別支援教育の基礎理論	1 単位
第2欄	知的障害者の心理等及び教育課程等 肢体不自由者の心理等及び教育課程等	知的障害児の心理と教育 肢体不自由児の心理と教育 知的障害児の心理と教育 肢体不自由児の心理と教育	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 ※いずれか1科目を受講すればよい
第3欄	重複・LD等領域 第2欄で修得していない領域	LD及び重度・重複障害等 LD及び重度・重複障害等 視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等 病弱児の心理と教育	1 単位 1 単位 ※いずれか1科目を受講すればよい
		計	6 単位

※特別支援学校教諭二種免許状（知的、病弱）、（肢体、病弱）を取得する場合も同様です。また、第2欄において、知的、肢体又は病弱の1領域のみ3単位を修得した場合は、当該領域のみの免許状となります。

《パターン5》 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数	
第1欄	基礎理論	特別支援教育の基礎理論	1 単位	
第2欄	視覚障害者の心理等	視覚障害者の心理等	1 単位	
	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の教育課程等	1 単位	
	聴覚障害者の心理等	聴覚障害者の心理等	1 単位	
	聴覚障害者の教育課程等	聴覚障害者の教育課程等	1 単位	
	知的障害者の心理等及び教育課程等	知的障害児の心理と教育	1 単位	
	肢体不自由者の心理等及び教育課程等	肢体不自由児の心理と教育	1 単位	
第3欄	病弱者の心理等及び教育課程等	病弱児の心理と教育	1 単位	
	重複・LD等領域	LD及び重度・重複障害等	1 単位	
第2欄で修得していない領域			LD及び重度・重複障害等	1 単位
			計	10 単位

※5領域すべてを定める場合は、上記のとおり「LD及び重度・重複障害等」が2単位必要になります。

(5) 山形県教育委員会の認定講習における開設予定科目

本県教育委員会では、今後、次の方針により科目を開設する予定です。なお、予告なく開設科目が変更となる場合がありますので、例年5月上旬頃に公表される実施要項を受講申込前に必ず確認してください。

《科目開設における方針》

- ・「特別支援教育の基礎理論」と「LD及び重度・重複障害等」は、交互に隔年で開設します。
※令和6年度「LD及び重度・重複障害等」、令和7年度「特別支援教育の基礎理論」、令和8年度「LD及び重度・重複障害等」、以下同様。
- ・特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体、病弱）を3年で取得できるよう、「知的障害児の心理と教育」、「肢体不自由児の心理と教育」、「病弱児の心理と教育」を毎年1科目ずつ開設します。
※令和6年度「知的障害児の心理と教育」、令和7年度「肢体不自由児の心理と教育」、令和8年度「病弱児の心理と教育」、以下同様。
- ・特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）を2年で取得できるよう、①「視覚障害者の心理等」と「聴覚障害者の教育課程等」、②「視覚障害者の教育課程等」と「聴覚障害者の心理等」を交互に隔年で開設します。
※令和6年度②の2科目、令和7年度①の2科目、令和8年度②の2科目、以下同様。

《令和6～9年度までの開設予定科目》 ※変更となる場合があります。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別 支援 教育 科目	LD及び重度・重複障 害等	特別支援教育の基礎理論	LD及び重度・重複障 害等	特別支援教育の基礎理論
	知的障害児の心理と教育	肢体不自由児の心理と教育	病弱児の心理と教育	知的障害児の心理と教育
	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等
	聴覚障害者の心理等	聴覚障害者の教育課程等	聴覚障害者の心理等	聴覚障害者の教育課程等

(6) 単位修得機関について

「特別支援教育の基礎理論」、「知的障害児の心理と教育」、「肢体不自由児の心理と教育」及び「LD及び重度・重複障害等」の単位は、放送大学でも修得できます。放送大学で開設するこれらの4科目（各2単位）について8単位を修得した場合、特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）を取得することができます。

2 特別支援学校教諭一種免許状の取得（上進）方法

特別支援学校教諭二種免許状を所持しており、認定講習の単位を使用して特別支援学校教諭一種免許状に上進する場合、次の基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

※すでに特別支援学校、盲学校、聾学校又は養護学校教諭一種免許状を所持している場合、二種免許状を所持している場合と同様に新たな教育領域に係る特別支援学校教諭一種免許状の取得はできません。この場合、免許法施行規則第7条第6項による領域追加を行ってください。

[例] × 養護学校教諭一種免許状所持者が、特別支援学校教諭一種免許状（視覚）を取得

◎ 所持する養護学校教諭一種免許状に、視覚を領域追加

(1) 適用される規定

免許法第6条別表第7

(2) 基礎資格

① 特別支援学校教諭二種免許状（以下「基礎免許状」という。）を所持していること

※基礎免許状が失効している場合は、同時に再取得の手続きを行う必要があります。

② 基礎免許状を取得した後、特別支援学校において常勤の教員（教諭、講師等）として通算3年以上良好な成績で勤務したこと

※基礎資格②は、90日以上の休暇休職等期間を除きます。

※次の場合は、基礎資格②を満たさないため上進できません。

・基礎免許状を所持しているが、特別支援学級での勤務経験はあるものの特別支援学校での勤務経験はない場合

・基礎免許状を所持しているが、非常勤以外の勤務経験がない場合

・基礎免許状を所持しているが、教員としての勤務経験がない場合（学習支援員、寄宿舎指導員、実習教諭等の場合）

・基礎免許状を所持しているが、養護教諭又は栄養教諭以外の勤務経験がない場合

(3) 必要修得単位数

基礎資格①の基礎免許状を取得した後、単位を修得する必要があります。修得済みの単位の流用はできません。

必要修得単位数及び最低修得単位数の内訳は、特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合と同様です。

※特別支援学校教諭二種免許状に定められていない領域については、上進できません。この場合、先に特別支援学校教諭二種免許状に当該領域を追加してから、上進する必要があります。

[例] × 特別支援学校教諭二種免許状（知的）を特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体）に上進

◎ 特別支援学校教諭二種免許状（知的）に肢体を領域追加し、特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体）に上進

※特別支援学校教諭二種免許状に定められている領域のうち、一部領域のみの上進は、原則できません。

[例] × 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、知的、肢体、病弱）のうち、視覚と知的のみ上進

◎ 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、知的、肢体、病弱）のすべての領域を上進

※特別支援学校教諭二種免許状取得前に修得した単位は、上進に使用できません。ただし、単位によっては、特別支援学校教諭二種免許状への領域追加に使用できる場合があります。

[例] 平成29年9月30日 特別支援教育の基礎理論（1単位）修得 → 第1欄

LD及び重度・重複障害等（1単位）修得 → 第3欄

肢体不自由児の心理と教育（1単位）修得 → 第2欄

聴覚障害者の教育課程等（1単位）修得

平成30年9月30日 特別支援教育の基礎理論（1単位）修得

知的障害児の心理と教育（1単位）修得	→第2欄
病弱児の心理と教育（1単位）修得	→第2欄
LD及び重度・重複障害等（1単位）修得	→第3欄
令和元年4月1日 特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体、病弱）取得	
→平成29年9月30日修得の「聴覚障害者の教育課程等」（1単位）は、特別支援学校教諭一種免許状への上進には使用できないが、特別支援学校教諭二種免許状への聴覚の領域追加に使用できる。	
平成30年9月30日修得の「特別支援教育の基礎理論」（1単位）は、特別支援学校教諭一種免許状への上進にも特別支援学校教諭二種免許状への領域追加にも使用できない。	

(4) 認定講習の受講方法

特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合と同様です。「特別支援学校教諭二種免許状」を「特別支援学校教諭一種免許状」と読み替えてください。

3 特別支援学校教諭二種免許状への領域追加方法

認定講習の単位を使用して特別支援学校教諭二種免許状へ新たな教育領域（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）を追加する場合、次の基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

※領域追加は、特別支援学校教諭二種免許状を授与された都道府県教育委員会に出願してください。山形県教育委員会以外から授与された場合、単位の修得方法等について、当該教育委員会へお問い合わせください。

※領域追加は新たな免許状の取得ではありません。

(1) 適用される規定

免許法第5条の2第3項、免許法施行規則第7条第6項

(2) 基礎資格

① 特別支援学校教諭二種免許状を所持していること

※免許状が失効している場合は領域追加できません。

② 特別支援学校の各相当学部、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園において常勤の教員（教諭、講師、助教諭等）として通算1年以上良好な成績で勤務したこと

※基礎資格②の勤務経験は、特別支援学校教諭二種免許状の取得方法と同様です。ただし、領域追加しようとする特別支援学校教諭二種免許状を取得する前の勤務経験であっても、基礎免許状取得後の勤務経験であれば経験年数に含むことができます。

※基礎免許状の取得後であれば、臨時免許状（助教諭免許状）に基づいて勤務した経験年数も基礎資格②の勤務経験に含むことができます。

[例] 中学校教諭二種免許状（国語）と特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）を取得後、小学校助教諭免許状を取得し、小学校で助教諭として1年間勤務した（中学校での勤務経験はない）。
→基礎資格①及び②を満たすため、特別支援学校教諭二種免許状に領域追加できる。

(3) 必要修得単位数

下表に則り、必要修得単位数を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

特別支援教育に関する科目			中心となる領域	必要修得単位数
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			不要
第2欄 特別支援教育領域に関する科目 免許状に定められる領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（「心理等」） ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等」）	視覚障害者	2単位 〔「心理等」 1単位 「教育課程等」 1単位〕	
		聴覚障害者		
		知的障害者		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等」）	肢体不自由者	1単位 〔「心理等」及び「教育課程等」 1単位〕	
		病弱者		
		重複・LD等領域	不要※ 第2欄で修得していない領域	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 免許状に定められない領域（第2欄と合わせて5領域すべてを満たすこと）			

*領域追加しようとする特別支援学校教諭二種免許状を取得したときに第3欄の単位として使用した「第2欄で修得していない領域」の単位を、領域追加の際に第2欄の単位として使用することができます。ただし、この場合、不足することとなる第3欄の単位を新たに修得する必要があります。

[例] 特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）に病弱を領域追加する場合、次のいずれかの方法による。

①第2欄の単位を追加修得する

→中心となる領域が「病弱者」（「心理等」及び「教育課程等」）1単位のみを追加修得する。

②第3欄の単位を追加修得する

→特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）取得時に第3欄の単位として、中心となる領域が「病弱者」（「心理等」及び「教育課程等」）1単位を使用した場合、当該単位に代わって、中心となる領域が「重複・LD等領域」、「視覚障害者」又は「聴覚障害者」（「心理等」又は「教育課程等」のいずれか）のうち、いずれか1単位のみを追加修得する。

*特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）取得時に、第3欄の単位として、中心となる領域「病弱者」（「心理等」及び「教育課程等」）1単位を使用していても、②の方法によらず、①の方法により改めて中心となる領域が「病弱者」（「心理等」及び「教育課程等」）1単位を修得することもできる。

特別支援学校教諭二種免許状 (知的、肢体) 取得時の使用単位			方法① (第2欄の単位を追加修得)		方法② (第3欄の単位を追加修得)	
	中心となる領域	単位数	中心となる領域	単位数	中心となる領域	単位数
第1欄	基礎理論	1単位				
第2欄	知的障害者（「心理等」及び「教育課程等」）	2単位	病弱者 (「心理等」及び「教育課程等」) 1単位		第2欄に充てる →	
	肢体不自由者（「心理等」及び「教育課程等」）	1単位				
第3欄	重複・LD等領域	1単位	第3欄が不足するため、新たに単位修得し、第3欄に充てる ←		視覚障害者又は聴覚障害者（「心理等」又は「教育課程等」） or 重複・LD等領域 1単位	
	病弱者（「心理等」及び「教育課程等」）	1単位				

(4) 認定講習の受講方法

以下で示すのは一例です。5領域すべてを定める場合は、特別支援教諭二種免許状の取得方法で示したとおりとなります。

《パターン1》 特別支援学校教諭二種免許状（視覚）を領域追加

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第2欄	視覚障害者の心理等	視覚障害者の心理等	1単位
	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の教育課程等	1単位
		計	2単位

※特別支援学校教諭二種免許状（聴覚）を領域追加する場合も同様です。

《パターン2》 特別支援学校教諭二種免許状（知的）を領域追加

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数
第2欄	知的障害者の心理等及び教育課程等	知的障害児の心理と教育	1単位
			計 1単位

※特別支援学校教諭二種免許状（肢体）、（病弱）を領域追加する場合も同様です。

4 特別支援学校教諭一種免許状への領域追加方法

認定講習の単位を使用して特別支援学校教諭一種免許状へ新たな教育領域（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）を追加する場合、次の基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

※領域追加は、特別支援学校教諭一種免許状を授与した都道府県教育委員会に出願してください。山形県教育委員会以外から授与された場合、単位の修得方法等について、当該教育委員会へお問い合わせください。
※領域追加は新たな免許状の取得ではありません。

(1) 適用される規定

免許法第5条の2第3項、免許法施行規則第7条第6項

(2) 基礎資格

① 特別支援学校教諭一種免許状を所持していること

ただし、特別支援学校教諭二種免許状に定められていない領域については、上進できません。この場合、先に特別支援学校教諭二種免許状を取得、当該領域を追加してから、上進する必要があります。

[例] × 特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体、病弱）に視覚、聴覚を領域追加（視覚、聴覚については二種免許状なし）

◎ 特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体、病弱）に視覚、聴覚を領域追加するため、特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）を取得。その後、特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体、病弱）に視覚、聴覚を領域追加。

× 特別支援学校教諭二種免許状（視覚）を特別支援学校教諭一種免許状（視覚、聴覚）に上進

◎ 特別支援学校教諭二種免許状（視覚）に聴覚を領域追加し、特別支援学校教諭一種免許状（視覚、聴覚）に上進

※免許状が失効している場合は領域追加できません。

- ② 特別支援学校において常勤の教員（教諭、講師、助教諭等）として通算1年以上良好な成績で勤務したこと

※基礎資格②の勤務経験は、特別支援学校教諭二種免許状の取得方法と同様です。ただし、領域追加しようとする特別支援学校教諭一種免許状を取得する前の勤務経験であっても、基礎免許状取得後の勤務経験であれば経験年数に含むことができます。

(3) 必要修得単位数

下表に則り、必要修得単位数を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

特別支援教育に関する科目		中心となる領域	必要修得単位数
第1欄	特別支援教育の <u>基礎理論</u> に関する科目	不要	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目 <u>免許状に定められる領域</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の<u>心理、生理及び病理</u>に関する科目（「心理等」） ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の<u>教育課程及び指導法</u>に関する科目（「教育課程等」） 	視覚障害者	4単位 〔「心理等」 1単位以上 「教育課程等」 1単位以上〕
		聴覚障害者	
		知的障害者	2単位 〔①又は②のいずれかの方法により、計2単位を修得すること ①「心理等」及び「教育課程等」 1単位 「教育課程等」 1単位〕
		肢体不自由者	
		病弱者	〔②「心理等」 1単位 「教育課程等」 1単位〕
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 <u>免許状に定められない領域</u> （第2欄と合わせて5領域すべてを満たすこと）	重複・LD等領域 第2欄で修得していない領域	不要※

※知的、肢体及び病弱の「心理等」のみ、「教育課程等」のみの科目は、本県教育委員会認定講習では開設していません。

追加しようとする領域が、所持する特別支援学校教諭二種免許状に定められている場合、当該領域を定めた二種免許状を取得するため又は当該領域追加を受けるために修得した科目の単位は、一種免許状に領域追加を受けるための単位数に含めることができます（二種免許状に当該領域追加を受けるための必要単位数が上限となります）。この規定を踏まえた第2欄の必要修得単位数は、次のとおりです。

特別支援教育に関する科目		中心となる領域	必要修得単位数
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 <u>免許状に定められる領域</u>	視覚障害者	2単位 〔「心理等」 1単位 「教育課程等」 1単位〕
第2欄 特別支援教育領域に関する科目 <u>免許状に定められる領域</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の<u>心理、生理及び病理</u>に関する科目（「心理等」） ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の<u>教育課程及び指導法</u>に関する科目（「教育課程等」） 	聴覚障害者	
		知的障害者	
		肢体不自由者	1単位 〔「教育課程等」 1単位〕
		病弱者	

[例] 特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体）に上進した後、特別支援学校教諭二種免許状（知的、肢体）に病弱を領域追加した。その後、特別支援学校教諭一種免許状に病弱を領域追加する場合、必要修得単位数は、中心となる領域「病弱者」（「教育課程等」）1単位となる。

※特別支援学校教諭二種免許状の領域追加の場合と同様に、領域追加しようとする特別支援学校教諭一種免許

状を取得したときに第3欄の単位として使用した「第2欄で修得していない領域」の単位を、領域追加の際に第2欄の単位として使用することができます。ただし、この場合、不足することとなる第3欄の単位を新たに修得する必要があります。

(4) 認定講習の受講方法

以下で示すのは一例です。

《パターン1》 特別支援学校教諭一種免許状（視覚、聴覚）を領域追加

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数	
			特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）を有しない場合	特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）を有する場合
第2欄	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等	1 単位 1 単位	1 単位 1 単位
	聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等 視覚障害者の教育課程等 聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	計 2 単位	
		聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	1 单位 1 单位	1 单位 1 单位
		聴覚障害者の心理等 聴覚障害者の教育課程等	計 2 单位	
			計 8 単位	4 単位

※修得単位数が8単位の場合、視覚と聴覚で各4単位ずつ必要です。単位の内訳は次のいずれかになります。

- ① 視覚（聴覚）障害者の心理等 1 単位、視覚（聴覚）障害者の教育課程等 3 単位
- ② 視覚（聴覚）障害者の心理等 2 単位、視覚（聴覚）障害者の教育課程等 2 単位
- ③ 視覚（聴覚）障害者の心理等 3 単位、視覚（聴覚）障害者の教育課程等 1 単位

《パターン2》 特別支援学校教諭一種免許状（知的）を領域追加

	必要修得科目	認定講習における対応科目	修得できる単位数	
			特別支援学校教諭二種免許状（知的）を有しない場合	特別支援学校教諭二種免許状（知的）を有する場合
第2欄	知的障害者の心理等及び教育課程等 知的障害者の教育課程等	知的障害児の心理と教育 — 対応科目なし	1 単位 (1 単位)	— (1 单位)
		修得方法① 計	2 単位	1 単位
第2欄	知的障害者の心理等 知的障害者の教育課程等	対応科目なし	(1 单位) (1 单位)	— (1 单位)
		修得方法② 計	2 单位	1 单位

※修得できる単位数が「(1 単位)」と表記されているものは、山形県教育委員会の認定講習では単位を修得できません。他機関にて修得してください。

※修得できる単位数が「—」と表記されているものは、単位を修得しても使用することができません。

※特別支援学校教諭一種免許状（肢体）、（病弱）を領域追加する場合も同様です。

5 隣接校種免許状の取得方法

認定講習の単位を使用して隣接する校種の免許状を取得する場合、基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

(1) 適用される規定

免許法第6条別表第8

(2) 基礎資格

① 次の免許状（以下「基礎免許状」という。）を所持していること

取得しようとする免許状	基礎免許状
幼稚園教諭二種免許状（幼二種）	小学校教諭二種・一種・専修免許状のいずれか
小学校教諭二種免許状（小二種）	幼稚園教諭二種・一種・専修免許状のいずれか 中学校教諭二種・一種・専修免許状のいずれか
中学校教諭二種免許状（中二種）	小学校教諭二種・一種・専修免許状のいずれか 高等学校教諭一種・専修免許状のいずれか
高等学校教諭一種免許状（高一種）	中学校教諭一種・専修免許状のいずれか

※基礎免許状が失効している場合は、同時に再取得の手続きを行う必要があります。

※中二種を取得する場合、相当教科の高等学校教諭免許状を所持している必要があります。

※高一種を取得する場合、相当教科の中学校教諭一種又は専修免許状を所持している必要があります。

中学校 教科	国 語	社会		数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	保 健	技術		家 庭	外 国 語	宗 教
高等 教科	国 語	地理	公民	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	保 健	工 業	情 報	家 庭	外 国 語	宗 教

② 基礎免許状を取得した後、

(ア) 基礎免許状の校種若しくは特別支援学校の各相当学部、又は、

(イ) 取得しようとする免許状の校種若しくは特別支援学校の各相当学部（令和4年7月1日以降の期間のみ有効）において常勤の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師（助教諭不可、幼保連携型認定こども園の保育教諭等を含む。）として通算3年以上良好な成績で勤務したこと

※次の場合は、基礎資格①を満たさないため、当該免許状を取得できません。

- ・臨時免許状（助教諭免許状）以外の免許状を所持していない場合
- ・養護教諭又は栄養教諭免許状以外の免許状を所持していない場合

※基礎資格②は、90日以上の休暇休職等期間を除きます。

※次の場合は、基礎資格②を満たさないため当該免許状を取得できません。

- ・基礎免許状を所持しているが、非常勤以外の勤務経験がない場合
- ・基礎免許状を所持しているが、教諭や講師としての勤務経験がない場合（助教諭、学習支援員、寄宿舎指導員、実習教諭等の場合）
- ・基礎免許状を所持しているが、養護教諭又は栄養教諭以外の勤務経験がない場合

※基礎資格②の勤務経験について、基礎免許状の取得後であっても、臨時免許状（助教諭免許状）に基づいて勤務した経験年数は含むことができません。

[例] 中学校教諭一種免許状（国語）（基礎免許状）を取得後、中学校助教諭免許状（社会）を授与され、中学校で社会の助教諭として3年間勤務した（中学校の国語の教員としての勤務経験はない）。

→基礎資格②を満たさないため、隣接校種の免許状を取得できない。

※基礎資格②の勤務経験として、取得しようとする免許状の校種又は特別支援学校の各相当学部で3年間常勤の教諭又は講師等として勤務した経験年数は、含むことができます。

[例] 中学校教諭一種免許状（国語）（基礎免許状）と特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体、病弱）を取得後、特別支援学校の小学部で教諭として3年間勤務した（中学部での勤務経験はない）。

→基礎資格②を満たすため、隣接校種の免許状（小学校教諭二種免許状）を取得できる。

(3) 必要修得単位数

i) 基礎資格①の基礎免許状を取得した後、次の必要最低修得単位数を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

取得しようとする免許状	幼二種	小二種		中二種		高一種
基礎免許状	小学校教諭 二種・一種・ 専修免許状	幼稚園教諭 二種・一種・ 専修免許状	中学校教諭 二種・一種・ 専修免許状	小学校教諭 二種・一種・ 専修免許状	高等学校教 諭一種・専修 免許状	中学校教諭 一種・専修免 許状
教科に関する専門的事項に関する科目				10 ※①		
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	6					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		10 ※②	10 ※③	2 ※④	2 ※④	2 ※④
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1			1	
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	2	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目					4 ※⑥	8 ※⑥
必要最低修得単位数	6	13	12	14	9	12

※① 教科に関する専門的事項に関する科目について、教科ごとに定める次のすべての事項について1単位以上、計10単位以上を修得する必要があります(別紙1-1参照)。

※② 各教科の指導法について、国語(書写含む。)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、各2単位以上修得してください。

※③ 各教科の指導法について、国語(書写含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、各2単位以上を修得してください。ただし、所持するすべての中学校教諭免許状の相当教科を除いてください。

[例] 中学校教諭一種免許状(数学、保健体育)を所持する場合、算数と体育を除いた5教科から各2単位以上修得する。なお、中学校教諭一種免許状(美術)を所持する場合は、図画工作を除くことが望ましいです。

※④ 各教科の指導法について、取得しようとする免許教科ごとに修得してください。

※⑤ 生徒指導、教育相談、進路指導の各事項について、すべて含んで修得してください。

[例] ・「生徒指導論・進路指導論」1単位、「教育相談」1単位、計2単位を修得する。
・「生徒指導論」1単位、「進路指導論」1単位、「教育相談」1単位、計3単位を修得する。

※⑥ 大学が独自に設定する科目について、別紙2のとおり修得してください。

【別紙1－1】①教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

教科	国語					社会					数学						
	国語学 (音声 言語及 び文章 表現に 関する ものを 含む。)	国文学 (国文学 史を含 む。)	漢文学	書道(書 写を中心 とする。)	自由 選択	日本史・ 外国史	地理学(地 誌を含 む。)	「法律、政 治学」	「社会 学、経 済学」	「哲 学、倫 理学、宗 教学」	自由 選択	代数学	幾何学	解析学	「確率論、 統計学」	コン ピュー タ	自由 選択
事項																	
単位数	10	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	5
備考	1. 「」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

教科	理科						音楽										
	物理学	化学	生物学	地学	物理学実 験・化 学実 験・生 物学実 験・地学 実験	自由 選択	ソルフェー ジュ	声楽 (合唱 及び日 本の伝 統的な 歌唱を 含む。)	器楽 (合奏 及び伴 奏並び に和樂 器を含 む。)	指揮法	音楽理論・作 曲法(編曲法 を含む。)・ 音楽史(日本 の伝統音楽及 び諸民族の音 楽を含む。)	自由 選択					
事項																	
単位数	10	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	5	
備考	1. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。 2. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに 物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)を 全て修得している場合は、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験を修得したものとみなす。																

教科	美術						保健体育					保健					
	絵画 (映像 メディア表 現を含 む。)	彫刻	デザイン (映像メ ディア表 現を含 む。)	工芸	美術理論・ 美術史(鑑 賞並びに日 本の伝統美 術及びアジ アの美術を 含む。)	自由 選択	体育実技	「体育原理、 体育心理学、 体育経営管理 学、体育社会 学、体育 史」・運動学 (運動方法學 を含む。)	生理学 (運動 生理學を含 む。)	衛生 学・公 衆衛生 学	学校保 健(小 児保 健、精 神保 健、学 校安全 及び救 急処置 を含 む。)	自由 選択	生理 学・栄 養学	衛生学・公 衆衛生学	学校保 健(小 児保 健、精 神保 健、学 校安全 及び救 急処置 を含 む。)	自由 選択	
事項																	
単位数	10	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5	1	1	1	7
備考	1. 「」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

教科	技術						家庭										
	材料加工(実習を含む。)	機械・電気(実習を含む。)	生物育成	情報とコンピュータ	自由選択	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	被服学(被服実習を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	住居学	保育学	自由選択						
事項																	
単位数	10	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	5	1	1	1	5	
備考	1. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。 2. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに 情報とコンピュータ(実習を含む。)、被服学(被服製作実習を含む。)、保育学(実習を含む。)を修得している場合は、 生物育成、情報とコンピュータ、被服学(被服実習を含む。)、保育学を修得したものとみなす。 3. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに木材加工(製図及び実習を含む。) 若しくは金属加工(製図及び実習を含む。)を修得している場合は材料加工(実習を含む。)を修得したものとみなす。 4. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに機械(実習を含む。)及び 電気(実習を含む。)をいずれも修得している場合は機械・電気(実習を含む。)を修得したものとみなす。																

教科	職業						職業指導										
	産業概説	職業指導	「農業、工業、商業、水産」	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	自由選択	職業指導	職業指導の技術	職業指導の運営管理	自由選択								
事項																	
単位数	10	1	1	2	1	5	1	1	1	1	1	7					
備考	1. 「」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの事項のうち2以上の事項(商船をもって水産に替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上修得する。ただし、3単位以下の場合にあっては1以上の事項について修得する。 3. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

教科	外国語(英語)					宗教											
	英語学	英語文学	英語コミュニケーション	異文化理解	自由選択	宗教学	宗教史	「教理学、哲学」	自由選択								
事項																	
単位数	10	1	1	1	1	6	1	1	1	1	7						
備考	1. 「」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

【別紙2】⑥大学が独自に設定する科目の修得方法

受けようとする免許状		中学校教諭二種免許状															
科目	国語	社会		理科		美術		技術									
有することを必要とする学校の免許状		高等学校教諭一種・専修免許状															
科目	国語	地理歴史		公民		理科		美術	工業・情報								
事項	書道（書写を中心とする。）	「法律」「社会」「哲学、倫理学、宗教学」	「日本史・外国史」	「地理学（地誌を含む。）」	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験				工芸	材料加工（実習を含む。）	生物育成						
必要最低単位数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
備考	1. 「 」内の科目的単位の修得は、その科目的1以上にわたって行う。 例) 「哲学、倫理学、宗教学」1単位は、哲学、倫理学、宗教学のうちいずれか1科目以上を1単位以上修得。 2. 残りの単位数については、教科に関する科目又は教職に関する科目について自由選択して修得する。 3. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）を全て修得している場合は、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験を修得したものとみなす。 4. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに木材加工（製図及び実習を含む。）若しくは金属加工（製図及び実習を含む。）を修得している場合は材料加工（実習を含む。）を修得したものとみなす。 5. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに栽培（実習を含む。）を修得している場合は、生物育成を修得したものとみなす。																
受けようとする免許状		高等学校教諭一種免許状															
科目	地理歴史		公民		情報		工業										
有することを必要とする学校の免許状	中学校教諭一種・専修免許状																
科目	社会				技術												
事項	日本史	外国史	人文地理学・自然地理学	地誌	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	情報システム	情報通信ネットワーク	マルチメディア表現・マルチメディア技術	工業の関係科目						
必要最低単位数	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1	1	1	2						
備考	1. 「 」内の科目的単位の修得は、その科目的1以上にわたって行う。 例) 「哲学、倫理学、宗教学」1単位は、哲学、倫理学、宗教学のうちいずれか1科目以上を1単位以上修得。 2. 「1又は0」と記載された科目のうち、1科目以上を選択してそれぞれ1単位以上修得する。 3. 残りの単位数については、教科に関する科目又は教職に関する科目について自由選択して修得する。 4. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）を修得している場合は、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術を修得したものとみなす。																

※上記以外の教科については、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得してください。

ii) 基礎資格①及び②を満たしている場合で、かつ、取得しようとする隣接校種免許状の校種又は特別支援学校の各相当学部で常勤の教員として勤務経験がある場合、その勤務経験年数に応じ、軽減措置が適用されます。このため、次の必要最低修得単位数を修得すれば足ります。

※軽減措置の対象となる勤務経験は、平成28年4月1日以降のものに限ります。

取得しようとする免許状		幼二種		小二種			中二種			高一種			
基礎免許状		小学校教諭 二種・一種・ 専修免許状		幼稚園教諭 二種・一種・ 専修免許状		中学校教諭 二種・一種・ 専修免許状		小学校教諭二 種・一種・専修 免許状		高等学校教 諭一種・専修 免許状		中学校教諭 一種・専修免 許状	
隣接校種等における勤務経験		1	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2
教科に関する専門的事項に関する科目							7 ※ (1)	5 ※ (1)	5 ※ (1)				
保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	3											
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		7 ※ (2)	5 ※ (3)	7 ※ (2)	5 ※ (3)	2 ※ (4)	1 ※ (4)	1 ※ (4)	1 ※ (4)	1 ※ (4)	1 ※ (4)	1 ※ (4)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1	1						1	1		
	生徒指導の理論及び方法												
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	2	1
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
大学が独自に設定する科目										3 ※ (6)	2 ※ (6)	6 ※ (6)	4 ※ (6)
必要最低修得単位数		3	10	7	9	6	11	8	7	6	5	9	6

※隣接校種等における勤務経験は、常勤の助教諭として勤務した期間を含みます。

[例] 小学校教諭一種免許状を取得し、小学校で常勤講師として3年勤務した後、中学校助教諭免許状(国語)を取得し、中学校で国語の助教諭として3年勤務した場合

→中二種(国語)を、軽減措置を適用し、必要最低修得単位7単位で取得できる。

※① 教科に関する専門的事項に関する科目について、教科ごとに定める事項について別紙1-2のとおり修得してください。

※② 各教科の指導法について、国語(書写含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち4以上の教科の指導法について、計7単位以上を修得してください。ただし、所持するすべての中学校教諭免許状の相当教科及び幼稚園教諭免許状の場合は生活を除いてください。

※③ 各教科の指導法について、国語(書写含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち3以上の教科の指導法について、計5単位以上を修得してください。ただし、所持するすべての中学校教諭免許状の相当教科及び幼稚園教諭免許状の場合は生活を除いてください。

[例] 中学校教諭一種免許状(数学、理科)と幼稚園教諭一種免許状を所持する場合、算数、理科と生活を除いた3教科で計5単位以上修得する。

※④ 各教科の指導法について、取得しようとする免許教科ごとに修得してください。

※⑤ 生徒指導、教育相談、進路指導の各事項について、すべて含んで修得してください。

[例] 「生徒指導論・進路指導論」1単位、「教育相談」1単位、計2単位を修得する。

・「生徒指導論」1単位、「進路指導論」1単位、「教育相談」1単位、計3単位を修得する。

※⑥ 大学が独自に設定する科目について、軽減措置の適用がない場合と同様に別紙2のとおり修得してください。

【別紙1－2】①教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

教科	国語					社会					数学						
	事項 （音声 言語及 び文章 表現に 関する ものを 含む。） 単位数	国語学 （国文 学史を 含む。）	漢文学 （国文 学史を 含む。）	書道 （書写 を中心 とする。）	自由 選択	日本史 及び外 国史	地理学 （地誌 を含 む。）	「法律 学、政 治学」	「社会 学、經 済学」	「哲 学、倫 理学、 宗教学」	自由 選択	代数学	幾何学	解析学	「確率 論、統 計学」	コン ピュー タ	自由 選択
7	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
備考	1. 「 」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

教科	理科						音楽						
	事項 単位数	物理学	化学	生物学	地学	物理学 実験・ 化学実 験・生 物学実 験・地 学実験	自由 選択	ソル フェー ジュ	声楽 (合唱 及び日 本の伝 統的な 歌唱を 含む。)	器楽 (合奏 及び伴 奏並び に和樂 器を含 む。)	指揮法	音楽理論・作 曲法(編曲法 を含む。)・ 音楽史(日本 の伝統音楽及 び諸民族の音 楽を含む。)	自由 選択
7	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
備考	1. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。 2. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに 物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)を 全て修得している場合は、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験を修得したものとみなす。												

教科	美術						保健体育					保健					
	事項 単位数	絵画 (映像 メディア 表現を 含む。)	彫刻	デザイン (映 像 メディア 表現を 含 む。)	工芸	美術理 ・美 術史 (鑑賞 並びに 日本の 伝統美 術及び アジア の美術 を含 む。)	自由 選択	体育实 技	「体育原 理、 体育心理 学、 体育經 営管理 学、 体育 社会 学、 体 育 史」・ 運動學 (運動方法 を含む。)	生理學 (運動 生理學 を含 む。)	衛生 學・公 衆衛 生學	学校保 健(小 児保 健、精 神保 健、學 校安全 及び救 急處置 を含 む。)	自由 選択	生理 學・栄 養學	衛生 學・公 衆衛 生學	学校保 健(小 児保 健、精 神保 健、學 校安全 及び救 急處置 を含 む。)	自由 選択
7	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2
備考	1. 「 」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。																

教科	技術						家庭					
	事項 単位数	材料加工 (実 習を含 む。)	機械・ 電気 (実 習を含 む。)	生物育 成	情報と コン ピュー タ	自由 選択	家庭經營學 (家族關係學 及び家庭經濟 學を含む。)	被服學 (被服 實習を 含 む。)	食物學 (栄養 學・食品學 ・調理實習を 含 む。)	住居學	保育學	自由 選択
7	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
備考	1. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。 2. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに栽培(実習を含む。)、 情報とコンピュータ(実習を含む。)、被服學(被服製作実習を含む。)、保育學(実習を含む。)を 修得している場合は、生物育成、情報とコンピュータ、被服學(被服製作実習を含む。)、保育學を 修得したものとみなす。											

教科	職業						職業指導				
	事項 単位数	産業概説	職業指導	「農業、工 業、商業、水 産」	「農業実習、 工業実習、商 業実習、水產 実習、商船實 習」	自由 選択	職業指導	職業指導の技 術	職業指導の運 営管理	自由 選択	
7	1	1	1	4	1	0	1	1	1	1	4
5	1	1	1	2	1	0	1	1	1	1	2
備考	1. 「 」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの事項のうち2以上の事項(商船をもって水産に替えることができる それぞれ2単位以上修得する。ただし、3単位以下の場合にあっては1以上の事項について修得する。 3. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。										

教科	外国語（英語）						宗教				
	事項 単位数	英語学	英語文 学	英語コムニ ケーション	異文化 理解	自由 選択	宗教学	宗教史	「教學、哲 學」	自由 選択	
7	1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
備考	1. 「 」内の事項の単位の修得は、その事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択事項は、各教科ごとの事項から選択して修得する。										

※免許法第6条別表第8による場合、教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

(4) 認定講習の対応科目

次の科目を開設しますが、開設年度にご注意ください（単位の軽減措置を受ける場合も同様）。						
取得しようとする免許状	幼二種	小二種	中二種		高一種	
基礎免許状	小学校教諭 二種・一種・専修免許状	幼稚園教諭 二種・一種・専修免許状	中学校教諭 二種・一種・専修免許状	小学校教諭 二種・一種・専修免許状	高等学校教諭一種・専修免許状	中学校教諭一種・専修免許状
教科に関する専門的事項に関する科目	認定講習における対応科目：英語のみ 修得できる単位数：各1単位		10			
保育内容の指導法に関する科目	6				認定講習における対応科目：英語科指導法 修得できる単位数：1単位	
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	10	10	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1			1	
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	2	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目					4	8
必要最低修得単位数	6	13	12	14	9	12

※道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の必要最低修得単位数について、軽減措置の適用により1単位となっていても、本県の認定講習の単位では各事項を満たさないため不十分です。別途、単位を修得する必要があります。

(5) 山形県教育委員会の認定講習における開設予定科目

本県教育委員会では、今後、次の方針により科目を開設する予定です。なお、予告なく開設科目が変更となる場合がありますので、例年5月上旬頃に公表される実施要項を受講申込前に必ず確認してください。

《科目開設における方針》

- ・小学校教諭二種、一種又は専修免許状を基礎免許状とし、中二種（英語）を取得しようとする場合、放送大学との併用により3～4年で取得できるよう、英語教科の専門的事項に関する科目又は英語教科の指導法に関する科目から毎年2科目開設します。

※本県教育委員会の認定講習のほか、放送大学で「英語コミュニケーション」3科目6単位を修得する必要があります。

- ・「生徒指導・進路指導」と「教育相談」を中心に教職科目を開設します。

《令和6～9年度までの開設予定科目》 ※変更となる場合があります。

開設年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教科に関する専門的事項に関する科目	英語文学	英語学演習	英語文学	英語学演習
	異文化理解		異文化理解	
各教科の指導法に関する科目		英語科指導法		英語科指導法
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導・進路指導	教育相談	道徳の理論及び指導法	生徒指導・進路指導

(6) 単位修得機関について

次の科目は放送大学では修得できません。

- ・各教科の指導法に関する科目
- ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
- ・教科に関する専門的事項に関する科目のうち一部科目

※修得できない科目については、放送大学シラバスにて確認してください。

なお、小学校教諭二種、一種又は専修免許状を基礎免許状として中二種（英語）を取得しようとする場合、放送大学において教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「英語コミュニケーション」を修得することが必要です。このうち、**3科目計6単位以上**を修得いただき、残り8単位を山形県教育委員会の認定講習にて修得いただくと、3～4年で当該免許状を取得できます。

6 高等学校教諭一種免許状（実習教科）の取得方法

認定講習の単位を使用して実習教科に係る高等学校教諭一種免許状を取得する場合、基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。

(1) 適用される規定

免許法第6条別表第5又は免許法附則第9項

(2) 基礎資格

i) 次の基礎資格のうち、いずれかを満たしていること。

- ① 大学において取得しようとする免許状の実習教科について、実業に関する学科を専攻し、学士の学位を有し、1年以上その実地の経験があり、技術優秀と認められること（別表第5イ）
- ② 取得しようとする免許状の実習教科に係る臨時免許状を取得した後、高等学校において、当該実習を担任する常勤の教員として3年以上勤務したこと（別表第5ロ）
- ③ 大学において取得しようとする免許状の実習教科について、実業に関する学科を専攻し、短期大学士以上の学位を有すること（附則第9項イ）
- ④ 高等専門学校において取得しようとする免許状の実習教科の実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること（附則第9項ロ）
- ⑤ 高等学校において取得しようとする免許状の実習教科の実業に関する学科を卒業したこと（附則第9項ハ）
- ⑥ 取得しようとする免許状の実習教科に関する実地の経験を9年以上有すること（附則第9項ニ）

※基礎資格①⑥の「実地の経験」には、教諭、講師、助教諭、実習教諭、実習講師、実習助手としての勤務経験や学校以外での経験を含みます。

※基礎資格②の「教員」とは、教諭、講師又は助教諭等のことを指し、実習教諭や実習講師を含みません。

※基礎資格②の勤務経験について、高等学校卒業者（大学を卒業していない者）で臨時免許状を授与された場合は、本県の場合は、6年以上の勤務経験が必要です。

※基礎資格①②⑥の勤務経験について、90日以上の休暇休職等期間がある場合、当該期間を除きます。

ii) 基礎資格 i ③④⑥について、各基礎資格を満たした後、高等学校において、取得しようとする免許状の実習教科に係る実習教諭又は実習講師として3年以上勤務したこと

※90日以上の休暇休職等期間がある場合、当該期間を除きます。

- iii) 基礎資格 i ⑤について、当該基礎資格を満たした後、高等学校において、取得しようとする免許状の実習教科に係る実習教諭又は実習講師として6年以上勤務したこと
※90日以上の休暇休職等期間がある場合、当該期間を除きます。

(3) 必要修得単位数

基礎資格 i のいずれかを満たした後、次の必要最低修得単位数を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

基礎資格 i				②	③④⑥	⑤	①				
基礎資格 ii 、 iii 基礎資格 i を満たした後の必要勤務経験				—	3年	6年	—				
教科に関する専門的事項に関する科目						5	※ 1				
第2欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				1	※ 2				
教論の教育の基礎的理解に関する科目又は各教科の指導法に関する科目等	第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				2	いずれかの科目を2単位修得する				
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				2	いずれかの科目を2単位修得する				
大学が独自に設定する科目						不要					
必要最低修得単位数						10	不要				

※1 教科に関する専門的事項に関する科目について、別紙3のとおり修得する必要があります。

※2 各教科の指導法について、取得しようとする免許状の実習教科の教科について修得してください。

[例] 工業実習→工業の教科指導法を修得する。

【別紙3】1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

●別表5 教科に関する専門的事項の修得方法（高等学校実習）

取得しようとする免許教科	看護実習				家庭実習						
	事項	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	看護実習	自由選択	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	被服学（被服実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	住居学	保育学	自由選択
単位数	5	1	1	1	2	1	1	1	1	1	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。 2. 自由選択は、取得しようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得するものとする。										

取得しようとする免許教科	情報実習						農業・工業・商業・水産・商船実習			
	事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	コンピュータ・情報処理	情報システム	情報通信ネットワーク	マルチメディア表現・マルチメディア技術	自由選択	農業・工業・商業・水産・商船の関係科目	職業指導	自由選択
単位数	5	1	1	1	1	1	0	1	1	3
備考	1. 自由選択は、取得しようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得するものとする。 2. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）を修得している場合は、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術を修得したものとみなす。 3. 令和6年3月31までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに、情報社会・情報倫理及び情報と職業をいずれも修得している場合は、情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理を修得したものとみなす。									

取得しようとする免許教科	福祉実習								
	事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	社会福祉援助技術	介護理論・介護技術	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	加齢に関する理解・障害に関する理解	自由選択
単位数	5	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0
備考	1. 「1又は0」と記載された事項のうち、単位数が5であれば5以上の事項を修得するものとする。								

※免許法第6条別表第5又は附則第9項による場合、教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

(4) 認定講習の対応科目

次の科目を開設しますが、開設年度にご注意ください。

基礎資格 i			②	③④⑥	⑤	①
基礎資格 ii、 iii 基礎資格 i を満たした後の必要勤務経験			—	3年	6年	—
教科に関する専門的事項に関する科目			5			
教諭の教育の基礎的理解に関する科目又は 各教科の指導法に関する科目等	第2欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 認定講習における対応科目： <u>工業の関係科目、工業科指導法</u> 修得できる単位：各1単位	1		
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	認定講習における対応科目： 特別支援教育総論 修得できる単位： 1単位	
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	認定講習における対応科目： ・総合的な学習・探究の時間の指導法 ・生徒指導・進路指導 ・教育相談 修得できる単位： 各1単位	
大学が独自に設定する科目			不要			
必要最低修得単位数			10	不要		

※教科に関する専門的事項に関する科目は、高等学校教諭一種免許状（工業実習）を取得する場合に修得できます。農業実習や情報実習を取得する場合には使用できません。

(5) 山形県教育委員会の認定講習における開設予定科目

本県教育委員会では、今後、次の方針により科目を開設する予定です。なお、予告なく開設科目が変更となる場合がありますので、例年5月上旬頃に公表される実施要項を受講申込前に必ず確認してください。

《科目開設における方針》

- ・高等学校教諭一種免許状（工業実習）を最短6年で取得できるよう、工業教科に関する専門的事項に関する科目又は工業教科の指導法に関する科目のうち、いずれか1科目を開設します。
- ・第3欄に使用できる単位として、「特別支援教育総論」を隔年で開設します。
- ・第4欄に使用できる単位として、「生徒指導・進路指導」、「教育相談」を中心に教職科目を開設します。

《令和6～9年度までの開設予定科目》 ※変更となる場合があります。

開設年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教科に関する専門的事項に関する科目	材料加工 (実習を含む。)	情報と コンピュータ	機械・電気 (実習を含む。)	生物育成
第2欄 各教科の指導法に関する科目				
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目		特別支援教育総論		特別支援教育総論
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導・ 進路指導	教育相談		生徒指導・ 進路指導

(6) 単位修得機関について

単位は放送大学でも修得できますが、各教科の指導法に関する科目、その他一部の科目は修得できません。詳しくは放送大学シラバスを確認してください。

また、工業実習以外の実習教科については、山形県教育委員会の認定講習だけでは必要最低修得単位数を修得できませんので、他機関もあわせてご利用ください。

7 上位免許状への上進方法

認定講習の単位を使用して幼稚園、小学校、中学校、高等学校の上位免許状を取得（上進）する場合、基礎資格と必要修得単位数を満たす必要があります。ただし、認定講習の単位を使用して専修免許状に上進すること、他教科の免許状に上進することはできません。

- [例] ◎ 小学校教諭二種免許状 → 小学校教諭一種免許状に上進
- ◎ 高等学校助教諭免許状（英語） → 高等学校教諭一種免許状（英語）に上進
- × 中学校教諭一種免許状（数学） → 中学校教諭専修免許状（数学）に上進
- × 中学校教諭二種免許状（数学） → 中学校教諭一種免許状（理科）に上進

(1) 適用される規定

免許法第6条別表第3

(2) 基礎資格

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の臨時免許状又は二種免許状（以下「基礎免許状」という。）を有していること。

※基礎免許状が失効している場合は、同時に再取得の手続きを行う必要があります。

- ② 基礎免許状を取得した後、基礎免許状の校種及び教科において教授する常勤の教員として、所定の在職年数以上の勤務経験を有すること。

※基礎資格②は、90日以上の休暇休職等期間を除きます。

※次の場合は、基礎資格②を満たさないため、当該免許状を上進できません。

- ・ 基礎免許状を所持しているが、非常勤以外の勤務経験がない場合
- ・ 基礎免許状を所持しているが、教員としての勤務経験がない場合（学習支援員、寄宿舎指導員、実習教諭等の場合）

※基礎資格②の勤務経験は、基礎免許状の取得後であっても、基礎免許状以外の校種又は教科において教授する教員であった期間について除きます。

- [例] 中学校教諭二種免許状（国語）を取得後、小学校助教諭免許状を取得し、小学校で助教諭として6年間勤務した。さらにその後、中学校的国語の教諭として5年間勤務した。

- ・小学校助教諭免許状を基礎免許状とし、小学校教諭二種免許状に上進する場合、小学校助教諭としての勤務経験6年が基礎資格②となる。
- ・中学校教諭二種免許状（国語）を基礎免許状とし、中学校教諭一種免許状（国語）に上進する場合、中学校的国語教諭としての勤務経験5年が基礎資格②となる（小学校と中学校的勤務経験を通算して、11年の勤務経験と扱うことはできない）。

※基礎資格②の勤務経験は、基礎免許状の校種及び教科において教授する常勤の教員として勤務した期間であれば、通算できます。

[例] 小学校教諭二種免許状（基礎免許状）を取得後、小学校で教諭として5年勤務し、産育休を2年取得した。復職後、現在まで3年勤務している。
→基礎資格②の勤務経験は、5年+3年=8年となる。

《「教員」とは》

ここでいう「教員」とは、免許法第2条に規定する「教育職員」のことです。教育職員とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師をいいます。

実習教諭、実習講師、寄宿舎指導員や学習支援員等は、「教育職員」に該当しませんので、免許法第6条別表第3による上進ができません。

(3) 必要修得単位数

基礎免許状を取得した後、所定の在職年数に応じて、必要最低修得単位数を修得してください。修得済みの単位の流用はできません。

以下では、取得方法について問合せが多く寄せられる幼稚園、小学校、中学校教諭一種免許状への上進方法を紹介しています。その他免許状の上進方法については、本県ホームページからお問い合わせください。

«幼稚園教諭一種免許状への上進»

上進しようとする免許状				幼稚園教諭一種免許状													
基礎免許状（基礎資格①）				幼稚園教諭二種免許状													
最低在職年数（基礎資格②）				大学で93単位以上修得して卒業													
領域に関する専門的事項に関する科目				健康、人間関係、環境、言葉、表現のうち1科目以上を修得													
保育内容の指導法に関する科目	第2欄	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6		
の基礎的理 解に関する科目又は教諭の教育	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	4	3			2	1			2	1				
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）														
			児童、生徒の心身の発達及び学習の過程														
			特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解														
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）														
等	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	7	6		5	4	3		5	4	3			
			幼児理解の理論及び方法	9	8	7	6	※2	5	4	3	5	4	3			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法														
大学が独自に設定する科目				3	3	2		1				2		1			
必要最低修得単位数 ※3				6	5	4		3	2			6	4	3	2		
				45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		

※1 第3欄の単位は、6科目すべてについて、修得してください。

※2 第3欄の単位は、6科目のうち、5科目以上を修得してください。

※3 当該必要最低修得単位数は、上記表記載の各科目の必要最低修得単位数の合計ではありません。各科目記載の必要最低修得単位数を修得いただいたうえで、残りの単位はいずれかの科目について修得してください（自由選択）。

[例] 最低在職年数5年、必要最低修得単位数45単位の場合

→各科目の必要最低修得単位数の合計30単位、自由選択15単位を修得する。

《小学校教諭一種免許状への上進》

上進しようとする免許状				小学校教諭一種免許状																					
基礎免許状（基礎資格①）				小学校教諭二種免許状																					
最低在職年数（基礎資格②）				5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6										
教科に関する専門的事項に関する科目				4	3			2			1	2			1										
教諭の教育の基礎的理解に関する科目又は	第2欄 各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 ※1 (情報通信技術の活用を含む。)				11	10	9	8	7	6	5	4	7	6	5	4								
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				5	4	3	2	3	2	3	2	3	2										
	第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																							
		幼稚、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																							
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)																							
		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法										5	4	3	2										
		特別活動の指導法 教育の方法及び技術																							
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法																							
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																							
		大学が独自に設定する科目																							
必要最低修得単位数 ※2				45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10										

※1 第2欄の各教科の指導法に関する科目について、修得単位数に応じて次のとおり修得してください。

修得単位数	各教科の指導法に関する科目
11	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、6教科（音楽、図画工作、体育のうち2教科を含む。）
10	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、5教科（音楽、図画工作、体育のうち2教科を含む。）
9	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、5教科（音楽、図画工作、体育のうち2教科を含む。）
8	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、4教科（音楽、図画工作、体育のうち1教科を含む。）
7	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、4教科（音楽、図画工作、体育のうち1教科を含む。）
6	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、3教科（音楽、図画工作、体育のうち1教科を含む。）
5	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、3教科（音楽、図画工作、体育のうち1教科を含む。）
4	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、2教科（音楽、図画工作、体育のうち1教科を含む。）

※2 当該必要最低修得単位数は、上記表記載の各科目の必要最低修得単位数の合計ではありません。各科目記載の必要最低修得単位数を修得いただいたうえで、残りの単位はいずれかの科目について修得してください（自由選択）。

[例] 最低在職年数5年、必要最低修得単位数45単位の場合

→各科目の必要最低修得単位数の合計30単位、自由選択15単位を修得する。

《中学校教諭一種免許状への上進》

上進しようとする免許状				中学校教諭一種免許状												
基礎免許状（基礎資格①）				中学校教諭二種免許状												
最低在職年数（基礎資格②）				5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	
教科に関する専門的事項に関する科目 ※1				10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
教諭の教育の基礎的理解に関する科目又は各教科の指導法に関する科目等	第2欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 ※2 (情報通信技術の活用を含む。)	5	4	3	2	1	3	2	1					
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 児童、生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6 ※3	5	4	3	2	4	3	2					
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	4	3	2	3	2	2						
大学が独自に設定する科目				4				3		2		4	3	2		
必要最低修得単位数 ※4				45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

※1 教科に関する専門的事項に関する科目について、別紙4のとおり修得してください。

※2 第2欄の各教科の指導法に関する科目は、上進しようとする免許状の教科について修得してください。

※3 第3欄の単位は、6科目のうち5科目以上について修得してください。

※4 当該必要最低修得単位数は、上記表記載の各科目の必要最低修得単位数の合計ではありません。各科目記載の必要最低修得単位数を修得いただいたうえで、残りの単位はいずれかの科目について修得してください（自由選択）。

[例] 最低在職年数5年、必要最低修得単位数45単位の場合

→各科目の必要最低修得単位数の合計30単位、自由選択15単位を修得する。

【別紙4】1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

受けようとする免許教科	国語					社会					数学					
	国語学 (音声言語及び文章表現に関するもの)	国文学 (国文学史を中心とする。)	漢文学	書道 (書写を中心とする。)	自由選択	日本史・外国史	地理学 (地誌を含む。)	「法学・政治学」	「社会学・経済学」	「哲学・倫理学・宗教学」	自由選択	代数学	幾何学	解析学	「確率論、統計学」	コンピュータ
事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)															
単位数	10	1	1	1	6	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	5
	9	1	1	1	1	5	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4
	8	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3
	7	1	1	1	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
	6	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
	4	1	1	1	1	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	0
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。															

※「1又は0」と記載された事項のうち、単位数が4であれば4以上の事項を、単位数が3であれば3以上の事項を選択して修得する。

受けようとする免許教科	理科						音楽						自由選択
	物理学	化学	生物学	地学	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	自由選択	ソルフェージュ	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	指揮法	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		
事項													
単位数	10	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	5
	9	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	4
	8	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	3
	7	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
	4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。 3. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)を全て修得している場合は、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験を修得したものとみなす。												

※「1又は0」と記載された事項のうち、単位数が4であれば4以上の事項を、単位数が3であれば3以上の事項を選択して修得する。

受けようとする免許教科	美術						保健体育					保健				
	絵画(映像メディア表現を含む。)	彫刻	デザイン(映像メディア表現を含む。)	工芸	美術論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	自由選択	体育実技	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	生理学(運動生理解剖学を含む。)	衛生学・公衆衛生学	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	自由選択	生理学・栄養学	衛生学・公衆衛生学	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	自由選択
事項																
単位数	10	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5	1	1	1	7
	9	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	4	1	1	1	6
	8	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	3	1	1	1	5
	7	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
	5	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2
	4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1	1	1	1
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1	1	1	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。															

※「1又は0」と記載された事項のうち、単位数が4であれば4以上の事項を、単位数が3であれば3以上の事項を選択して修得する。

受けようとする免許教科	技術					家庭						
	事項	材料加工（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）	生物育成	情報とコンピュータ	自由選択	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	被服学（被服実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	住居学	保育学	自由選択
単位数	10	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	5
	9	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4
	8	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	3
	7	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2
	6	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	4	1	1	1	1	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0
備考	1. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。 2. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、保育学（実習を含む。）を修得している場合は、生物育成、情報とコンピュータ、被服学（被服実習を含む。）、保育学を修得したものとみなす。 3. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに木材加工（製図及び実習を含む。）若しくは金属加工（製図及び実習を含む。）を修得している場合は木材加工（実習を含む。）を修得したものとみなす。 4. 令和6年3月31日までに課程認定大学に在学していた者が、卒業するまでに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）をいずれも修得している場合は機械・電気（実習を含む。）を修得したものとみなす。											

※「1又は0」と記載された事項のうち、単位数が4であれば4以上の事項を、単位数が3であれば3以上の事項を選択し修得する。

受けようとする免許教科	職業					職業指導				
	事項	産業概説	職業指導	「農業、工業、商業、水産」	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	自由選択	職業指導	職業指導の技術	職業指導の運営管理	自由選択
単位数	10	1	1	4	1	3	1	1	1	7
	9	1	1	4	1	2	1	1	1	6
	8	1	1	4	1	1	1	1	1	5
	7	1	1	4	1	0	1	1	1	4
	6	1	1	3	1	0	1	1	1	3
	5	1	1	2	1	0	1	1	1	2
	4	1	1	1	1	0	1	1	1	1
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1	1	1	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。 3. 「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの事項のうち2以上の事項（商船をもって水産に替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得する。ただし、3単位以下の場合にあっては1以上の事項について修得する。									

※「1又は0」と記載された事項のうち、3以上の事項を選択し修得する。

受けようとする免許教科	外国語（英語）					宗教				
	事項	英語学	英語文学	英語コミュニケーション	異文化理解	自由選択	宗教学	宗教史	「教理学、哲学」	自由選択
単位数	10	1	1	1	1	6	1	1	1	7
	9	1	1	1	1	5	1	1	1	6
	8	1	1	1	1	4	1	1	1	5
	7	1	1	1	1	3	1	1	1	4
	6	1	1	1	1	2	1	1	1	3
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	4	1	1	1	1	0	1	1	1	1
	3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	0	1	1	1	0
備考	1. 「 」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行う。 2. 自由選択は、受けようとする免許教科ごとの全事項のうち1以上を選択して修得する。									

※「1又は0」と記載された事項のうち、3以上の事項を選択し修得する。

※免許法第6条別表第3による場合、教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

(4) 認定講習の対応科目

次の科目を開設しますが、開設年度にご注意ください。

上進しようとする免許状			中学校教諭一種免許状								
基礎免許状（基礎資格①）			中学校教諭二種免許状								
教諭の教育の基礎的理 解に関する科目又は 各教科の指導法に 関する科目等	最低在職年数（基礎資格②）		5	認定講習における対応科目： ・英語の関係科目 ・工業の関係科目→ 技術（年度により対応） 修得できる単位：各1単位		立以上 卒業	6				
	教科に関する専門的事項に関する科目		10	修得できる単位：各1単位		3					
	第2欄	各教科の指導法 に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	5	認定講習における対応科目：英語、工業 修得できる単位：各1単位		3				
	第3欄	教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育の意義及び教員の役割、職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	認定講習における対応科目：特別支援教育総論 修得できる単位：1単位		3				
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	認定講習における対応科目： ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習・探究の時間の指導法 ・生徒指導・進路指導 ・教育相談 修得できる単位数：各1単位		3	2	3	2	
	大学が独自に設定する科目			4	3		2	4	3	2	
	必要最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10
				25	20	15	10	25	20	15	10

※幼稚園・小学校教諭の二種又是一種免許状に上進しようとする場合、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法」の単位は使用できないため、それ以外の計2単位を修得できることになります。

(5) 山形県教育委員会の認定講習における開設予定科目

本県教育委員会では、今後、次の方針により科目を開設する予定です。なお、予告なく開設科目が変更となる場合がありますので、例年5月上旬頃に公表される実施要項を受講申込前に必ず確認してください。

《科目開設における方針》

- ・高等学校教諭一種免許状（工業）又は（工業実習）に上進する場合に使用できる単位として、工業教科に関する専門的事項に関する科目又は工業教科の指導法に関する科目のうち、いずれか1科目を開設します。
- ・中学校教諭二種又は一種、高等学校教諭一種免許状（英語）に上進する場合に使用できる単位として、英語教科に関する専門的事項に関する科目又は英語教科の指導法に関する科目のうち、2科目を開設します。
- ・第3欄に使用できる単位として、「特別支援教育総論」を隔年で開設します。
- ・第4欄に使用できる単位として、「生徒指導・進路指導」と「教育相談」を中心に教職科目を開設します。

《令和6～9年度までの開設予定科目》 ※変更となる場合があります。

開設年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教科に関する専門的事項に関する科目（工業）	材料加工 (実習を含む。)	情報と コンピュータ	機械・電気 (実習を含む。)	生物育成
教科に関する専門的事項に関する科目（英語）	異文化理解	英語学演習	異文化理解	英語学演習
	英語文学		英語文学	
第2欄	各教科の指導法に関する科目（工業）			
	各教科の指導法に関する科目（英語）		英語科指導法	英語科指導法
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目		特別支援教育総論	特別支援教育総論
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導・ 進路指導	教育相談	道徳の理論 及び指導法
				生徒指導・ 進路指導

(6) 単位修得機関について

単位は放送大学でも修得できますが、各教科の指導法に関する科目、その他一部の科目は修得できません。詳しくは放送大学シラバスを確認してください。

8 主任実習教諭、主任寄宿舎指導員への昇任要件と単位修得方法

山形県立学校の主任実習教諭又は主任寄宿舎指導員への任用にあたり、必要資格要件として、「教育職員免許状を所持していること又は教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等を所有していること」（平成28年4月1日付け教総第3号及び第5号教育長通知を参照）が求められます。

ここでいう「教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等」とは、基礎資格と在職年数を満たした場合に、認定講習において必要最低修得単位数を修得することで、当該資格を満たしたものとみなされます。

※上述の必要資格要件を満たした場合に当然に昇任できるものではありません。必要資格要件を満たすことのほか、任用予定年度の4月1日時点で42歳以上であること及び教育職給料表(1)1級97号給以上であることが必要です。

(1) 主任実習教諭への任用に際して「教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等」について

実習教諭として現に担任する教科又は過去に担任していた教科について、免許法附則第9項に定める i) 基礎資格を有し、ii) 必要在職年数と iii) 必要最低修得単位数を満たした場合に、「教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等」を有するものとみなします。

[例] 過去に家庭、情報を担当し、現在は理科を担当する実習教諭の場合
→家庭、情報、理科のうちいずれかの教科の単位を修得すること。

i) 基礎資格

次の基礎資格のうち、いずれかを満たしている必要があります。

- ① 大学で担当教科の実業に関する学科を専攻し、短期大学士以上の学位を有すること
(附則第9項イ)
- ② 高等専門学校で担当教科の実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること
(附則第9項ロ)
- ③ 高等学校で担当教科の実業に関する学科を卒業したこと (附則第9項ハ)
- ④ 担当教科に関する実地の経験を9年以上有すること (附則第9項ニ)

※基礎資格④の「実地の経験」には、実習教諭、実習講師としての勤務経験を含みます。

ii) 必要在職年数

- ・基礎資格①②④について、各基礎資格を満たした後、高等学校において、実習教諭として3年以上勤務したこと
- ・基礎資格③について、当該基礎資格を満たした後、高等学校において、実習教諭として6年以上勤務したこと

iii) 必要最低修得単位数

基礎資格を満たした後、次の必要最低修得単位数を修得してください。なお、認定講習の講義内容が似通ることがあるため、各欄での単位修得は同一でない科目を受講することが望ましいですが、同一科目的受講を妨げるものではありません。

基礎資格			①②④	③
必要在職年数 (基礎資格を満たした後のみ有効)			3年	6年
教科に関する専門的事項に関する科目			5 ※ 1	
第2欄 教諭の教育の基礎的理解に関する科目又は等	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	不要	※ 2
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	いずれかの科目を2単位修得する
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	いずれかの科目を2単位修得する
大学が独自に設定する科目			不要	
自由選択科目			1	
必要最低修得単位数			10	

※1 教科に関する専門的事項に関する科目について、別紙5の記載事項を修得してください。ただし、当該教科におけるすべての事項を修得する必要はありませんが、放送大学等では、免許法で実習を含むことを要件としている科目において、実習を含まないで開設する科目（シラバスで注書きがある科目）がありますのでこれを避けて受講してください。

※2 各教科の指導法については、修得する必要はありません。なお、修得する場合は、担当教科について修得してください。

[例] 工業実習→工業教科の指導法を修得する。

【別紙5】1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

教科	国語			地理歴史				公民		
事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国文学（国文學史を含む。）	漢文学	日本史	外国史	人文地理学・自然地理学	地誌	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

教科	数学					理科				
事項	代数学	幾何学	解析学	「確率論、統計学」	コンピュータ	物理学	化学	生物学	地学	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

教科	音楽						美術			
事項	ソルフルージュ	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	指揮法	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）	音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	絵画（映像メディア表現を含む。）	彫刻	デザイン（映像メディア表現を含む。）	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

教科	工芸				書道			保健体育					
事項	図法・製図	デザイン	工芸制作（プロダクト制作を含む。）	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	書道（書写を含む。）	書道史	「書論、鑑賞」	「国文学、漢文学」	体育実技	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	生理学（運動生理学を含む。）	衛生学・公衆衛生学	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

教科	保健			看護		家庭					
事項	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	衛生学・公衆衛生学	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	看護実習	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	被服学（被服実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	住居学	保育学

教科	情報					農業・工業・商業・水産・商船	
事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	コンピュータ・情報処理	情報システム	情報通信ネットワーク	マルチメディア表現・マルチメディア技術	農業・工業・商業・水産・商船の関係科目	職業指導

教科	福祉						職業指導			
事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	社会福祉援助技術	介護理論・介護技術	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	加齢に関する理解・障害に関する理解	職業指導	職業指導の技術	職業指導の運営管理

教科	外国語（英語）				宗教		
事項	英語学	英米文学	英語コミュニケーション	異文化理解	宗教学	宗教史	「教學、哲学」

※教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

※上記の教科のうち、過去に担当した教科又は現在の担当する教科について、修得してください。なお、1つの教科に含まれる事項のうち、すべての事項を修得する必要はありません。

(2) 主任寄宿舎指導員への任用に際して「教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等」について

下表の基礎資格、必要在職年数、必要最低修得単位数を満たした場合に「教育職員免許状を所持しているものと同等と認められる資格等」を有するものとみなします。

基礎資格を満たした後、次の必要最低修得単位数を修得してください。なお、認定講習の講義内容が似通ることがあるため、各欄での単位修得は同一でない科目を受講することが望ましいですが、同一科目の受講を妨げるものではありません。

基礎資格		寄宿舎指導員として実地の経験を9年以上有すること ※1	
県立特別支援学校における必要在職年数 (基礎資格を満たした後のみ有効)		3年	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	自由選択科目 ※2	1	
教諭の各教科の指導法に関する科目又は各教科の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目 又は 教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いづれかの科目を2単位修得する</div>
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法、 総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いづれかの科目を2単位修得する</div>
		自由選択科目 ※2	1
	必要最低修得単位数		10

※1 小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して9年に不足する場合は、「9年に不足する年数に2を乗じて得た年数を9年に加えた年数以上」とする。

※2 自由選択科目は、大学が加える相当科目についても修得できます。

(3) 認定講習の対応科目

次の科目を開設しますが、開設年度にご注意ください。詳細は(4)表を参照してください。

(4) 山形県教育委員会の認定講習における開設予定科目

本県教育委員会では、今後、次の方針により科目を開設する予定です。なお、予告なく開設科目が変更となる場合がありますので、例年5月上旬頃に公表される実施要項を受講申込前に必ず確認してください。

《科目開設における方針》

- ・工業教科に関する専門的事項に関する科目又は工業教科の指導法に関する科目のうち、いずれか1科目を開設します。
- ・第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」に使用できる単位として、「特別支援教育総論」・「特別支援教育の基礎理論」を隔年で開設します。
- ・第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に使用できる単位として、「生徒指導・進路指導」と「教育相談」を中心に教職科目を開設します。
- ・「知的障害児の心理と教育」、「肢体不自由児の心理と教育」、「病弱児の心理と教育」を毎年1科目ずつ開設します。
- ・①「視覚障害者の心理等」と「聴覚障害者の教育課程等」、②「視覚障害者の教育課程等」と「聴覚障害者の心理等」を交互に隔年で開設します。

《令和6～9年度までの開設予定科目》 ※変更となる場合があります。

開設年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教科に関する専門的事項に関する科目（工業）		材料加工 (実習を含む。)	情報と コンピュータ	機械・電気 (実習を含む。)	生物育成
第2欄	各教科の指導法に関する科目（工業）				
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目		特別支援教育総論		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導・ 進路指導	教育相談		生徒指導・ 進路指導

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別 支援 教育 科目	LD及び重度・重複障 害等	特別支援教育の基礎理論	LD及び重度・重複障 害等	特別支援教育の基礎理論
	知的障害児の心理と教育	肢体不自由児の心理と教育	病弱児の心理と教育	知的障害児の心理と教育
	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等	視覚障害者の教育課程等	視覚障害者の心理等
	聴覚障害者の心理等	聴覚障害者の教育課程等	聴覚障害者の心理等	聴覚障害者の教育課程等

(5) 単位修得機関について

単位は放送大学でも修得できますが、各教科の指導法に関する科目、その他一部の科目は修得できません。詳しくは放送大学シラバスを確認してください。

教員免許状の取得方法に関する相談シート

記入年月日：令和 年 月 日

氏名	(旧姓)		生年月日	S・H 年 月 日		
住所	〒					
勤務所属						
在学の有無	※いずれかを○で囲むこと	在学中(科目等履修も含む)	これから入学予定(非在学)	非在学		
	在学中又は入学予定の大学等名				※未定の場合、記入不要	
	在学中の大学等への在籍開始日	H・R 年 月 日 ~ 現在				
連絡先	Tel		Fax			
	E-mail					
取得希望免許状 ※特別支援学校教諭免許状への領域追加の希望を含む	(例1)中学校教諭二種(国語)、特別支援学校教諭二種(知的、肢体、病弱) (例2)小学校の免許、中学校の英語の二種か一種					
所有免許状	免許状の種類		教科又は特別支援教育領域	授与年月日	根拠規定 ※担当記入欄	
	(例)高等学校一種		国語	H25.3.31		
その他資格	※該当するものを○で囲むこと	保健師	看護師	管理栄養士免許証	栄養士免許証	保育士証
最終学歴	卒業(修了)学校名					
	学部学科名					
	在籍期間	S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日				
教員としての勤務歴	勤務学校種	担当教科・学部	職名	常勤・非常勤	勤務年月(通算)	
	(例)特別支援学校	国語、高等部	助教諭	常勤	2年6月	
休暇休職等歴	休暇休職事由	休暇休職等期間		休暇休職等年月		
	(例)産育休	H29.9.1～H31.3.31		1年7月		
相談内容						
過去に上記取得希望免許状について山形県教育委員会に相談しましたことがありますか。	※いずれかを○で囲むこと			ある ない		

- ・回答は、回答日現在における教育職員免許法その他法令(以下「法令」という。)に基づいています。回答日より後に法令改正が行われた場合、回答した方法では教員免許状を取得できない場合があります。
- ・本相談シートを電子メール、FAX又は郵便にて、山形県教育局教職員課行政担当までお送りください。
- ・すでに修得した単位がある場合、「学力に関する証明書(教員免許状申請用の単位修得証明書)※」(写しでも可)を本相談シートとあわせてお送りください。※「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。